

新国立劇場合唱団員契約打ち切り事件 最高裁判決に関する声明

4月12日、最高裁判所第三小法廷(那須弘平裁判長)は、新国立劇場合唱団員契約打ち切り事件について、合唱団員の労働者性を否定した原判決を破棄し、審理を東京高等裁判所に差し戻す、との判決を言い渡した。合唱団員の労働実態を見ることなく判断した東京地裁、東京高裁判決を覆し、音楽家の労働者性を認めた逆転勝利判決である。

判決は、①合唱団員(八重樫節子さん)が各公演の実施に不可欠な歌唱労働力として新国立劇場運営財団(以下、財団)の組織に組み入れられていたこと。②出演基本契約の内容は、財団により一方的に決定されていたこと。③財団の指揮監督の下において歌唱の労務を提供していたこと。④時間的にも場所的にも一定の拘束を受けていたこと。⑤報酬は、歌唱の労務の提供それ自体の対価であること、等を明示した上で「契約メンバーである八重樫は被上告財団との関係において労働組合法上の労働者に当たる」とした。その上で、財団が八重樫さんを不合格としたこと及び音楽ユニオンからの団体交渉申し入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるか否かについて、さらに審理を尽くさせるため、東京高裁に差し戻した。

私たちは、「音楽家だって労働者」を合言葉に運動を進めてきたが、8年を経てようやくスタートラインに立ったといえる。

私たちの調査によると、海外の歌劇場の合唱団員は、労働者として法的に認められ、社会的にもその地位が確立されている。これはもはや世界の常識であり、我が国が大きく立ち遅れている点と言わざるを得ない。音楽家が安心して音楽に専念できる環境を作り出すことは、音楽家の社会的、経済的地位の向上につながり、ひいては音楽文化の発展につながるものである。

私たちは、財団が最高裁判決を真摯に受け止め、速やかに交渉のテーブルにつき、音楽ユニオンとの団体交渉に誠実に応じることを要求する。また国は国費を投じている以上、財団の運営について、適切に管理監督すべきである。

私たちはあらゆる枠を超え、すべての労働者と連帯し、働く者の権利を守るために闘い続けることを宣言する。

2011年4月12日
日本音楽家ユニオン